

## ○国民年金

日本の年金制度は3階建てとなっています。原則として、20歳以上60歳未満の日本に居住するすべての国民は、国民年金（給付または受給段階では老齢基礎年金と言います）に義務として強制加入し、資格期間が25年以上ある人が65歳になった時に1階部分として老齢基礎年金を受給できます。

民間サラリーマンや公務員等には、厚生年金や共済年金に企業や組織が義務として強制加入しなければならない、自動的に加入していると見なされる1階部分の老齢基礎年金に加えて2階部分の老齢厚生年金や退職共済年金を受給できます。

このほか、任意の選択として個人では国民年金基金や確定拠出年金に、企業では社員のために各種の企業年金に任意に加入して掛金を拠出し、老後に給付することができます。更に勤務先に関係なく、全くの個人の選択として個人年金とされる年金保険などもあります。

また、障害者手帳を交付された場合（交付は20歳から）には障害基礎年金が、死亡した場合には遺族年金が受給できます。

## ○障害基礎年金（国民年金法30条）

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

### （1）支給要件

- ① 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上ある者の障害
- ② 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあつて20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき

### （2）障害認定時

初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき

※例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次の①～⑦に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。

- ① 人工透析療法を行っている場合は、透析を受けはじめてから3月を経過した日
- ② 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- ③ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- ④ 人工肛門又は新膀胱の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日
- ⑤ 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日）
- ⑥ 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- ⑦ 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

## (3) 年金額 (平成 21 年度)

【1 級】 792, 100 円×1. 25+子の加算

【2 級】 792, 100 円+子の加算

子の加算

第 1 子・第 2 子 各 227, 900 円

第 3 子以降 各 75, 900 円

子とは次の者に限ります

(ア) 18 歳到達年度の末日 (3 月 31 日) を経過していない子

(イ) 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害者

## (4) 障害等級の例

## 【1 級】

★両上肢の機能に著しい障害を有するもの

★両下肢の機能に著しい障害を有するもの

★両眼の矯正視力の和が 0. 04 以下のもの

★その他

## 【2 級】

★1 上肢の機能に著しい障害を有するもの

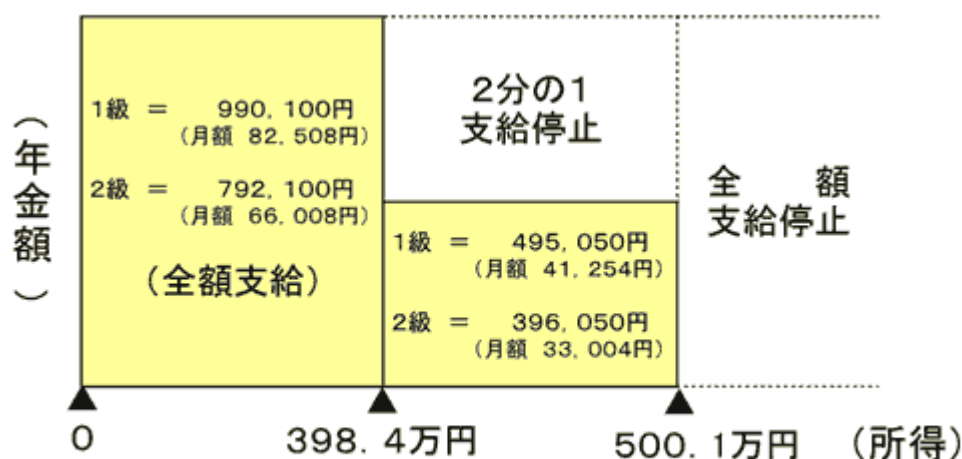
★1 下肢の機能に著しい障害を有するもの

★両眼の矯正視力の和が 0. 05 以上 0. 08 以下のもの

★その他

## (5) 20 歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20 歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については, 本人が保険料を納付していないことから, 所得制限が設けられており, 所得額が 398 万 4 千円 (2 人世帯) を超える場合には年金額の 2 分の 1 相当額に限り支給停止とし, 500 万 1 千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。



(注) 所得は 2 人世帯で給与所得の場合です。

&lt; 社会保険庁のホームページより引用 &gt;

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>